

令和6年第4回柳津町議会定例会会議録

第3日 令和6年12月6日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 小林 浩	5番 松村 亮	8番 田崎 信二
2番 渡邊 俊典	6番 岩渕 清幸	9番 荒明 正一
3番 磯目 泰彦	7番 新井田 順一	11番 齋藤 正志

2. 欠席議員は次のとおりである。

10番 伊藤 純

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小林 功	建設課長 横井 伸也
副町長 矢部 良一	みらい創生課長 鈴木 秀文
総務課長 菊地 淳一	保育所長 橋本 千恵
出納室長 天野 一保	教育長 神田 順一
町民課長 矢部 剛	教育課長 新井田 理恵
地域振興課長 杉原 満	公民館長 田崎 治

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 田崎 真一郎 主 査 鈴木 勝久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 報告第8号 産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告について（陳情第10号）
日程第2 議案第71号 指定金融機関の変更について
日程第3 議案第72号 令和6年度柳津町一般会計補正予算
日程第4 議案第73号 令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
日程第5 議案第74号 令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算
日程第6 議案第75号 令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算
日程第7 議案第76号 令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算

日程第 8 議案第77号 農業委員会委員の任命について

日程第 9 報告第 5号 専決処分報告について（専決第8号損害賠償の額の決定及び和解について）

追加日程第 1 議案第78号 柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第 2 議案第79号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第 3 議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第 4 議案第81号 令和6年度柳津町一般会計補正予算

追加日程第 5 議案第82号 令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

追加日程第 6 議案第83号 令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

追加日程第 7 議案第84号 令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算

追加日程第 8 議案第85号 令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算

追加日程第 9 議案第86号 令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算

追加日程第10 議案第87号 工事請負契約の締結について

追加日程第11 議案第88号 工事請負契約の締結について

追加日程第12 議案第89号 工事請負契約の変更について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

欠席届の報告をいたします。

10番、伊藤 純君が病気加療のため、欠席届が出ておりますので、報告いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◇

◇

◇

◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第8号「産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

報告第8号 産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

令和6年第4回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第10号について、令和6年12月5日、関係課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

1、陳情第10号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書提出の陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重するものの、幅広い視点から検討すべき事項であり、不採択とすべきものと決しました。

以上報告いたします。

令和6年12月6日

柳津町議会産業厚生常任委員会

委員長 松村 亮

柳津町議会議長 齋藤 正志 様

○議長

お諮りいたします。

ただいまの産業厚生常任委員会委員長の不採択報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第2、議案第71号「指定金融機関の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第71号「指定金融機関の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、現在の指定金融機関との契約が来年3月31日で終了するのに伴い、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、出納室長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

出納室長。

○出納室長（登壇）

それでは、議案第71号指定金融機関の変更について補足して説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法施行令第168条第2項の規定により、柳津町の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるための指定金融機関を下記のとおり変更するというものでございます。

現在、会津よつば農業協同組合を指定金融機関として指定しておりますが、令和7年3月31日で2年間の契約期間が満了することに伴いまして、後任として

1、指定金融機関の名称 会津信用金庫

を令和7年4月1日から指定したく、提案するものであります。

なお、契約期間につきましては、従前の例によりまして2年間の契約と考えております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第71号「指定金融機関の変更について」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第3、議案第72号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」

日程第4、議案第73号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第5、議案第74号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第6、議案第75号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」

日程第7、議案第76号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第72号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第73号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定及び施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第74号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第75号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第76号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第72号から議案第76号まで補足してご説明いたします。

議案第72号令和6年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ4,903万6,000円を追加し、それぞれ45億8,217万5,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、90万8,000円の増でございます。こちらにつきましては、障害児施設措置費負担金の実績見込みによる増でございます。

次に、国庫補助金、総務費国庫補助金でございます。11万5,000円の増でございます。こちらにつきましては、個人番号カード交付事務費補助金の増ということで、各施設のほうに行ってマイナンバーの申請受付を行うものでございます。

民生費国庫補助金、6万5,000円の増でございます。こちらにつきましては、令和4年度の出産・子育て応援交付金の実績確定による増ということでございます。

次に、土木費国庫補助金、34万7,000円の減でございますが、こちらにつきましては、合併処理浄化槽設置事業補助金のほうが今後の見込みがないということで減額するものです。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金、45万4,000円の増でございます。こちらにつきましては、先ほどの国庫と同じく、障害児施設措置費負担金の実績見込みによる増でございます。

次に県補助金でございます。

民生費県補助金、34万5,000円の増であります。こちらにつきましては、ふくしま多子世帯保育料軽減事業費補助金の増ということで、今年度も補助金のほうがあるということで増額をしております。

農林水産業費県補助金、253万6,000円の増であります。こちらにつきましては、ふくしま森林再生事業の事業量の増に伴いまして補助金の増を見込んでおります。

次に、土木費県補助金、47万4,000円の減でございます。こちらきましても、合併処理浄化槽の設置事業に伴う補助金ではありますが、見込みがないということで減額するものでございます。

次のページに行きまして、県委託金、総務費県委託金で5万7,000円の減でございます。こちらにつきましては、農林業センサス委託金の交付決定による減ということでございます。

次に、民生費県委託金ではありますが、7,000円の皆増ということであります。生活保護法要介護状態等審査判定委託金の増ということでございます。

次に、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金、89万9,000円の増でございます。こちらにつきましては、定期利率の上昇が見込まれるということで利率の高いものへ積替えをするものでございます。

次に、繰入金、特別会計繰入金、公営企業会計繰入金で3,659万8,000円の皆増ということで、簡易水道事業会計のほうからの繰入金ということでございます。

次に、雇用対策基金繰入金、100万円の減でございますが、緊急雇用事業のほうが10月で終了しましたので、支出が確定したことから実績に合わせて基金繰入金を減額するものでござ

ございます。

次に、諸収入、雑入、雑入、898万7,000円の増でございます。まず、検診受益者納付金ということで21万3,000円の増でございますが、後期高齢者健診受益者の増に伴う事務費の増ということでもあります。雑入で877万4,000円の増でございますが、広報やないづの広告掲載収入の増、それから、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の増ということでございます。

次のページに行きまして、歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で3万8,000円の増でございます。こちらにつきましては、職員の寒冷地手当の区分の変更による増であります。

次に、財政管理費で90万円の増であります。こちらにつきましては、歳入のほうで申し上げたように、基金のほうでございますが利率のよいものに積替えをするということで、利子積立金の増となっております。

次に、企画費、172万3,000円の減であります。報酬と職員手当につきましては、地域おこし協力隊1名分の募集をしておりましたけれども、応募がないということで4月から11月までの8か月分を減額しております。次に、需用費、修繕費ということで、こちらにつきましては光ファイバーの容量不足ということでスプリッタの増設工事を予定しているものでございます。委託料、1万円につきましては、民宿「寿」に係ります登記の委託料ということでございます。

次に、戸籍住民基本台帳費であります。12万9,000円の増でございます。職員手当については、職員の寒冷地手当の区分変更に伴う増であります。需用費と備品購入費につきましては、先ほど歳入のほうで申し上げたマイナンバーの申請受付に係ります消耗品とパソコン等の購入費ということでございます。

次に、選挙費、選挙管理委員会費、1万4,000円の増でございますが、こちら職員員の寒冷地手当の区分変更による増であります。

次のページに行きまして、統計調査費、統計調査費で5万6,000円の減でございます。こちらのほうは、歳入のほうで申し上げました農林業センサス委託金の確定によりまして、報酬、需用費、役務費ということで増減があるものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、22万円の増でございます。職員手当につきましては、寒冷地手当ということで職員の支給区分の変更、また、超過勤務手当の増となっております。役務費と委託料につきましては、生活保護法に基づく審査判定に係る手数料、

調査委託料の増ということでございます。

次に、老人福祉費、32万2,000円の減でございます。委託料で39万6,000円の増であります。後期高齢者に係る検査委託料、特定健診事業委託料の所要増ということであります。繰出金で介護保険特別会計への繰出金で71万8,000円、減額をしております。

国民年金費、34万円の増でございますが、職員の超過勤務手当の所要増であります。

障害者福祉費、190万3,000円の増であります。扶助費で181万7,000円の増ということで、障害児給付費の増額を見込んでおります。償還金、利子及び割引料、8万6,000円の増であります。令和5年度の実績に基づきます重度心身障害者医療費の償還金となっております。

次のページをお願いいたします。

児童福祉費、児童福祉総務費で52万1,000円の増であります。報酬と旅費の増ということで、会計年度任用職員に係る分でございますが、令和7年度からスタートする子ども家庭センター業務、子育て支援業務について今年度から準備をしていきたいということであります。

次に、柳津保育所運営費、27万円の増でございますが、職員の扶養手当、児童手当の所要増ということであります。

児童措置費、228万7,000円の増でございますが、償還金、利子及び割引料ということで、令和5年度の児童手当の実績に伴います償還金となっております。

次に、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で70万5,000円の増でございますが、職員手当ということで職員の超過勤務手当の所要増を見込んでおります。

予防費、845万9,000円の増であります。予防接種委託料ということでコロナワクチン接種に係る委託料の増を見込んでおります。

母子保健費で119万3,000円の増でございます。報償費で11万円の増ということで、それぞれ健診の謝礼の所要増を見込んでおります。償還金、利子及び割引料で108万3,000円の増であります。令和5年度の出産・子育て応援交付金の実績に伴う返還金となっております。

次に、清掃費、塵芥処理費で2万9,000円の増であります。車借上料の所要増ということでございます。

次のページに行きまして、農林水産業費、農業費、農業委員会費で36万9,000円の増でございます。こちらにつきましても、職員の超過勤務手当の増を見込んでおります。

農業振興費で173万5,000円の減でございます。こちらにつきましても、報酬と職員手当等ということで、こちらも地域おこし協力隊のほうを応募しておりましたけれども、現在、ま

だ応募がないということで、こちらも8か月分、減額をしております。

次に、農地費、218万2,000円の増でございます。職員手当については、超過勤務手当の所要増を見込んでおります。工事請負費、200万円の増ということで、持寄のため池の廃止工事に係る事業費のほうが増えるということで増額の補正をお願いするものです。

中山間地域等直接支払事業費、1万4,000円の増ということで、職員手当に係る分でありませんが寒冷地手当の区分見直しによる増でございます。

次に、林業費、林業振興費で261万1,000円の増であります。報酬と職員手当につきましては、こちらも地域おこし協力隊のほうを応募しておりましたけれども、現在ないということで減額をしております。報償費、82万8,000円の増でございますが、有害鳥獣捕獲報償金の所要見込み増ということであります。委託料、331万円の増であります。有害鳥獣止めさし委託料については所要減、森林整備業務委託料ということで業務料の増に伴うものでございます。

次に、林道維持費で182万7,000円の減であります。緊急雇用のほうが10月で終了ということで、それぞれ予算の残分を減額しております。

次に、商工費、商工費、商工振興費で55万2,000円の増につきましては、職員の超過勤務手当の所要増であります。

観光費、60万2,000円の増であります。職員手当については超過勤務手当と管理職特勤手当の所要増ということであります。需用費、125万8,000円の増であります。こちらにつきましては、町民センター、せいざん荘、清柳苑のそれぞれ施設の修繕費ということであります。負担金、補助及び交付金、120万円の減であります。全国良寛会柳津大会の補助金の減ということで、寄附の増によりまして補助金がなくても実施できたということで減額をしております。

次に、土木費、土木管理費、防雪サブセンター管理費、134万5,000円の増でございますが、修繕費ということでサブセンターのアンペアの増設工事の増、また、漏水があったということでその修繕に要する経費ということでございます。

次のページに行きまして、道路橋梁費、道路維持費で124万7,000円の増でございますが、こちらも修繕費ということで除雪機械の整備箇所を増によるものでございます。

次に、都市計画費、下水道費で145万4,000円の減でございますが、歳入のほうで申し上げた合併処理浄化槽の見込みが今後ないということで補助金のほうを減額するものでございます。

次に、教育費、教育総務費、事務局費で14万4,000円の減でございます。職員手当については、超過勤務手当の所要増を見込んでおります。備品購入費、31万8,000円の減につきましては、備品購入の実績による減であります。負担金、補助及び交付金で35万円の減につきましては、高等学校等就学給付金の確定による減でございます。

次に、小学校費、柳津小学校管理費で216万7,000円の減でございますが、工事請負費ということで施設改修工事の完了による減となっております。

次に、中学校費、会津柳津学園中学校管理費で10万円の増につきましては、修繕費の所要増ということであります。

次に、社会教育費、社会教育総務費で302万3,000円の減でございます。報酬と職員手当につきましては、地域おこし協力隊の応募がないということで、こちらも8か月分、減額しております。負担金、補助及び交付金で133万6,000円の減でございますが、海外派遣事業が終了したということで、残分を落としております。

次に、美術館管理費、592万3,000円の減でございますが、こちらも地域おこし協力隊の募集のほうで現在までないということで、残りの分を減額しております。

次に、保健体育費、学校給食費で125万1,000円の減でございますが、給食センターの運搬車の車庫の設計、地質調査の完了による減となっております。

次のページに行きまして、災害復旧費、町単独災害復旧費、土木施設災害復旧費で400万円の増でございますが、四ツ谷地内の土砂災害、それから、雪崩防止柵の修繕工事に係る所要増となっております。

次に、諸支出金、公営企業費、公営企業会計出資金ということで、4,546万円ですが、下水道事業会計への出資金となっております。

次に、公営企業会計補助金で88万7,000円の減ということでありまして、簡易水道事業会計補助金で4,017万9,000円の増、下水道事業会計補助金で4,106万6,000円の減であります。

予備費としまして594万2,000円を減額して調整しております。

22ページをお願いいたします。

議案第73号令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条としまして、事業勘定では歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、それぞれ4億7,848万3,000円とするものであります。施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ530万9,000円を追加しましてそれぞれ6,593万5,000円とするものでございます。

27ページをお願いいたします。

歳入になります。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金、1万7,000円の増であります。こちらは、国保給付費支払準備基金の利子の収入増を見込んでおります。

次のページに行きまして、歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で1万8,000円の増ということで、積立金であります、基金の増に伴うものでございます。

負担金、19万8,000円の増でございますが、国保事業報告システムの改修に伴う国保連への負担金の増ということであります。

次に、諸支出金、償還金利子及び還付加算金、一般被保険者保険税還付金で10万円の増につきましては、保険税の還付金の所要増を見込んでおります。

償還金、6,000円ありますが、令和5年度の実績に伴います国民健康保険保険者努力支援交付金の返還金となっております。

予備費で30万5,000円を減額して調整しております。

33ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入になります。

診療収入、外来収入、内科その他の診療報酬収入で400万円の増でございます。こちらにつきましては、コロナのワクチン接種の増を見込みまして増額で見込んでおります。

次に、諸収入、雑入、雑入、130万9,000円の増であります、医師派遣の委託料ということで、現在の診療所の医師であります、只見町のほうに医師派遣した際の報酬分として見込んでいるものでございます。

次のページに行きまして、歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費で16万8,000円の増でございます。報酬と旅費につきましては、職員、看護師のほうに休んだときの代理の看護師に係る報酬と旅費、費用弁償ということでございます。使用料及び賃借料、1万1,000円につきましては、オンライン資格回線のネットワーク使用料の増でございます。負担金、補助及び交付金、5万円でございますが、新たに来ました診療所の医師の赴任に伴います医師会への負担金の増ということでございます。

次に、医薬費、内科医薬費、医薬用衛生材料費で417万2,000円の増につきましては、コロナワクチンの購入経費ということでございます。

予備費で96万9,000円を増額して調整しております。

37ページをお願いします。

議案第74号令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、それぞれ6億5,999万1,000円とするものでございます。

42ページをお願いいたします。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、保険者機能強化推進交付金、8万6,000円の減ということで、交付決定による減でございます。

次に、介護保険保険者努力支援交付金、18万6,000円の増であります。こちらは交付決定による増となっております。

介護保険事業費補助金で71万8,000円の増であります。介護報酬改定等に伴うシステム改修分として交付されるものでありまして、補助金の増を見込んでおります。

次に、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金、2万9,000円の増ということで、介護給付費準備基金の利子の収入増を見込んでおります。

次に、繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金で71万8,000円の減でございます。介護事務費繰入金の減ということでございます。

次のページをお願いします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費、その下の地域支援事業費の介護予防ケアマネジメント事業費、その下の介護予防・生活支援サービス事業費、その下の一般介護予防事業費につきましては、財源の補正となっております。

次のページに行きまして、基金積立金、介護給付費準備基金積立金で3万円の増ありますが、基金の所要増ということでございます。

予備費で9万9,000円増額して調整をしております。

次の45ページをお願いします。

議案第75号令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算であります。

第2条では、令和6年度簡易水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入であります。第1款簡易水道事業収益で358万2,000円を追加しまして2億8,361万6,000円とするものでございます。

支出であります。第1款簡易水道事業費用、同じく358万2,000円を追加しまして2億8,703万4,000円とするものでございます。

第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものがあります。

まず、収入で第1款資本的収入、3,659万7,000円を追加しまして3億948万7,000円とするものであります。

次のページに行きまして、支出になります。

第1款資本的支出で3,659万7,000円を追加しまして、3億726万8,000円とするものでございます。

49ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入でございます。

簡易水道事業収益、営業外収益、他会計補助金、358万2,000円の増であります。一般会計からの補助金でございます。

次に、支出であります。

簡易水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費で150万1,000円の増であります。動力費については、水道施設の電気代の所要増を見込んでおります。薬品代と材料費につきましては、予算の組替えをお願いするものです。

次に、配水及び給水費で206万7,000円の増であります。備用品費の10万円の減につきましては、次の総務費の備用品費のほうに予算の組替えをしております。修繕費、178万2,000円の増ということで、緊急修繕分として見込んでおります。動力費、38万5,000円につきましては、電気代の所要増ということでもあります。

次に、総務費であります。印刷製本費では所要増ということでもあります。

次のページに行きまして、簡易水道事業費用、営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費で11万6,000円の減につきましては、企業債償還金の利子の所要減でございます。

次に、簡易水道事業費用の特別損失、過年度損失修正損ということで1万円の増ということで、前年度の水道使用料還付金の増を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出の収入でございます。

資本的収入、企業債、建設改良費等の財源に充てるための企業債で2,970万円ということで、令和5年度の繰越分でございますが、一般会計より繰り入れるものでございます。

次に、資本的収入、他会計補助金、他会計補助金で689万7,000円の増でございますが、こ

ちらも一般会計からの補助金ということでございます。

次のページに行きまして、支出であります。

資本的支出、企業債償還金、建設改良等企業債償還金、1,000円の減ということで、企業債償還金の元金の所要減でございます。

次に、資本的支出、返還金、他会計補助金返還金で3,659万8,000円の増ということで、こちらのほうは、会計士の指導によりまして一旦、一般会計のほうに戻す形を取るものでございます。

52ページをお願いいたします。

議案第76号令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算でございます。

第2条では、令和6年度下水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入としまして、第1款下水道事業収益、2,966万6,000円を追加し、2億9,167万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款下水道事業費用、437万5,000円を追加しまして2億9,395万8,000円とするものでございます。

第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入であります。第1款資本的収入で2,527万2,000円を減額し7,615万円とするものでございます。

裏のページに行きまして、支出であります。第1款資本的支出で1万9,000円を追加し、1億410万7,000円とするものでございます。

57ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入であります。下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金ということで2,966万6,000円の増であります。一般会計からの補助金でございます。

次に、支出であります。下水道事業費用、営業費用、管きよ費で186万6,000円の増でございます。修繕費ということで132万1,000円、緊急修繕分で見込んでおります。動力費、54万5,000円の増ということで、マンホールポンプ等の電気代の所要増であります。

次に、処理場費で248万9,000円の増であります。修繕費、126万7,000円については緊急修繕分代ということであります。動力費で122万2,000円の増ということで、処理場の電気代

等の増を見込んでおります。

次に、営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費で2万円の増であります、企業債償還金利子の所要増ということでもあります。

次のページに行きまして、資本的収入及び支出の収入であります、まず、資本的収入、他会計出資金、他会計出資金で4,546万円の増ということでございます。会計士の指導によりまして、第4条他会計補助金より補正をしております。

次に、他会計補助金、他会計補助金で7,073万2,000円の減でございますが、こちらも会計士の指導による補正ということでございます。

次に、支出でございます。

資本的支出、企業債償還金、建設改良等企業債償還金で1万9,000円の増であります、企業債償還金元金の所要増ということでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

5番、松村 亮君。

○5番

私からは2点、お伺いをいたします。

まず、13ページ、2款商工費です。最初の質問であります、10節需用費、修繕費、町民センター等々ということですが、詳細についてまずお伺いをします。何を直したとか。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

ご質問にお答えいたします。

需用費の125万8,000円の修繕費ということで、清柳苑、せいざん荘、町民センターの分になります。清柳苑、せいざん荘につきましては、消防の設備点検の際に指摘というか指導がありまして、清柳苑では消火器、自動火災報知設備の受信機のバッテリー、誘導灯1基ということでございます。せいざん荘については、煙感知器、誘導灯4基ということでございます。あと、町民センターにつきましては、浴室系統の排水管の修繕ということで、今回、3

つで125万8,000円の予算要求をお願いするものでございます。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

消防関連ですよということで、内容は理解しました。

次の質問なんですけど、10節需用費と18節負担金、補助及び交付金の関係性についてであります。良寛祭の補助金のほうで思いのほか寄附金が集まったということで、町のお金を使わなくても運営できましたよということで戻りがありました。この戻りをこっちの10節に充当したというか、組み替えて使っているのかどうかについて伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

10節需用費と18節負担金、補助及び交付金ということで、組替えしてというようなお話ではございましたが、決して組替えしてというようなことではなくて、良寛会のほうについては、良寛会のほうできちんと精算というような形を取らせていただいて、その分、当初予算でいただいていたお金については精算をして減額で落とすというような形、あと修繕費については、それぞれ必要な修繕ということで、それぞれに目的を持って今回、補正のほうをお願いしたところでございます。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

理解しました。はい、いいです。

次、もう一つの質問なんですけど、超過勤務全般についてであります。当初では、前年、あるいは近年の実績を踏まえ予算編成を行われているものと推測しております。それでもこうして補正での対応が出てまいります。その要因について、教育関連に関しては教育長、それ以外のもろもろについては副町長について、まずご所感をお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

副町長。

○副町長

町のほうの教育委員会関係以外の分についての超過勤務ではありますが、町といたしまして今、超過勤務等について当初の予算で持っている分についてはある程度、前年度、それから二、三年前からの実績等を見ながら進めておりますが、多少、減らしながら進めているところであります。それとあと、緊急で仕事が増えた内容等については、超過勤務等の分を出ている分があります。今回、各課から出てきた内容等についても、約8割程度で抑えて何とか進めていきたいというような考え方を進めて進めております。

以上です。

○議長

教育長。

○教育長

教育委員会関係の時間外手当に関してなんですが、まず、学校関係では、学校施設の様々な工事に伴いまして業者さんとの確認とか、設計に伴う再確認とか、あと竣工後の確認業務とかがありまして、予定以上に様々な対応をしなくちゃいけないというのが出てきました。給食センターに関しても同じような状況で、旧給食センター跡地の今後の対応についての業務等もありまして、想定以上に多くなっているという感じが確認できています。

それから、美術館に関しては、展示替え等につきまして、地域おこし協力隊の力も借りようかというふうなことも考えてはいたんですが、なかなか応募者がいないという状況もありまして、現在のスタッフでそれぞれ対応しているんですがなかなか、展示中のお客様への対応、それからカレンダー等の購入についての発送業務とありまして、展示に伴う準備とか片づけ等もありまして、想定より多くなっているという状況かというふうに捉えております。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

対応は理解しました。

次の質問ですが、11月24日に開催された小林町長を囲む会に出席させていただきました。その際に役場の事務事業の見直しについて言及をされていたと記憶をしております。確認に

なりますが、事務事業の見直しは、今後、何を見据えて実施されているのか、お伺いしたい
と思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

事務事業の見直しにつきましては、やはり職員の仕事の量、あるいは質について、これはもう今だからやるということではなくて、ずっとこれからやっていかなきゃいけない部分だ
と思います。新しい仕事が入れば、古い仕事はある程度やめていくという形を取っていかないと、
どんどん業務が増えていく。増えていった分、職員を雇用して増やしていき続けること
ができるかということであれば、できないわけでありますから、そういった意味で、町職員
が本来やるべき仕事、効果的に進めるべき仕事かどうか等ではないかということの見極めを
やっていきたいということの意味で事務事業の評価ということを挙げました。事務事業の評
価自体がいわゆるDXそのものだと言ってもいいぐらいのものだと思っていますので、ウエ
ートを置いてやっていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

最後になりますけれども、超過勤務の補正については、ある種、毎年恒例な部分もありま
して、なぜ今になってそんなことにこだわってるんだって思われる方、いらっしゃると思
うんですけど、近年、会津管内で大量の離職者を出した自治体もあり、他人事ではないな
というふうに強い危機感と問題意識を持っております。

「人は石垣、人は城、人は堀」、これは武田信玄の言葉なんですけど、それほど組織におい
て人は大事だよということでありまして、現在、実施されている事務事業の見直しを令和7
年度、何がしかの明確な成果につなげていただきたいと考えておりまして、例えば、先ほど
量と質のお話がありましたけど、事務事業数の10%縮減、超過勤務の20%減など、例えばです
がね、等々、具体的な目標、町長の方針、姿勢について最後にお伺いをして、質問を終わ
ります。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

事務事業の見直しについては、単年度で一遍に何%ということでは私はないと思いますし、なかなか今、実際こなしている職員の仕事の量というのも大変な量もありますし、これを置いておいて事務事業の評価に全て充てるということもできませんので、これをある程度、できるところから、現場の声を聞きながら、例えばですけれども、係長等で構成する調整会議、こういったところで話をもみながら、できるところからやっていきたいというふうに考えています。

○議長

いいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第72号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第73号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第74号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第75号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第76号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第8、議案第77号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第77号「農業委員会委員の任命について」提案理由を説明いたします。

本案は、農業委員会委員が令和7年3月31日をもって任期満了となることにより提案するものであります。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。（午前10時51分）

○議長

議事を再開します。（午前10時52分）

◇ ◇ ◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました

- 1、住 所 福島県河沼郡柳津町大字冑中字居平626番地
氏 名 二 瓶 寿 郎
生年月日 昭和35年12月9日生まれ
- 2、住 所 福島県河沼郡柳津町大字藤字古市1362番地
氏 名 齋 藤 健（認定農業者）
生年月日 昭和32年8月13日生まれ
- 3、住 所 福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字稲荷原甲904番地
氏 名 田 崎 進
生年月日 昭和35年2月24日生まれ
- 4、住 所 福島県河沼郡柳津町大字郷戸字堂ノ前乙80番地1
氏 名 田 崎 為 浩（認定農業者）
生年月日 昭和35年12月17日生まれ
- 5、住 所 福島県河沼郡柳津町大字黒沢字五舛蒔471番地1
氏 名 伊 藤 郷 一（認定農業者）
生年月日 昭和25年6月29日生まれ
- 6、住 所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字宮ノ下丙27番地
氏 名 齋 藤 正 史
生年月日 昭和28年7月14日生まれ
- 7、住 所 福島県河沼郡柳津町大字細八字居平甲1288番地
氏 名 猪 俣 昭 夫（認定農業者）
生年月日 昭和32年12月3日生まれ
- 8、住 所 福島県河沼郡柳津町大字四ツ谷字下宮ノ原1997番地
氏 名 小 島 利 則
生年月日 昭和32年11月12日生まれ
- 9、住 所 福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字屋敷添甲944番地

氏 名 田 崎 あや子 (中立的な立場)

生年月日 昭和33年12月15日生まれ

以上、候補者9名の任命につき、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同法第8条第5項に基づく認定農業者等の過半数任命要件については、同項のただし書並びに同法施行規則第2条第1号及び第2号の規定により、議会の同意を得れば要件を満たすことができるとされております。候補者9名のうち2番、4番、5番、7番の4名が認定農業者となっており、1番、3番、6番、8番の4名が指導的な立場にある者として議会の同意を求めるものであります。また、同法第8条第6項に基づく農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立的な立場の委員の登用要件については、9番の1名が該当しており、要件を満たしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第77号「農業委員会委員の任命について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第9、報告第5号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

報告第5号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本案は、令和6年5月8日、会津若松市町北町大字中沢地内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

報告第5号専決処分の報告について補足してご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

4ページをお願いいたします。

専決第8号損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記とおり損害賠償の額を決定し、和解する。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県耶麻郡西会津町登世島字さゆりが丘乙1230番地3

氏名 渡部飛鳥

2、事故の概要

令和6年5月8日、本町職員が業務のため公用車を運転中、福島県会津若松市町北町大字中沢地内において、走行車線を変更したところ、相手方の自動車に接触し、車両を損傷させたものである。

3、町の損害賠償額 11万8,400円

4、和解の内容

町は、相手方に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上となります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を11時10分といたします。（午前11時00分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時10分）



○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第78号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第2、議案第79号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第3、議案第80号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第4、議案第81号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」、追加日程第5、議案第82号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」、追加日程第6、議案第83号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」、追加日程第7、議案第84号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」、追加日程第8、議案第85号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」、追加日程第9、議案第86号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」、追加日程第10、議案第87号「工事請負契約の締結について」、追加日程第11、議案第88号「工事請負契約の締結について」、追加日程第12、議案第89号「工事請負契約の変更について」を追加し、議題にしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。



○議長

追加日程第1、議案第78号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第78号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、議員に支給する期末手当の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第78号柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県人事委員会勧告に基づきまして令和7年度からの期末手当の率を改正するものでございます。

まず、第5条第2項中とありますのは、期末手当の率でありまして、「100分の165」から100分の2.5、率を上げまして「100分の167.5」に改めるものでございます。

次に、附則に次の1項を加えるとありますのは、令和6年12月に支給する期末手当の率を「100分の167.5」から今回に限り「100分の170」とするものでございます。

次に、附則の第1条では、施行期日等について定めたものでございます。施行期日としましては、公布の日から施行するものでございますが、今回改正する第5条第2項の改正につきましては、令和7年4月1日から施行する内容となっております。

第2条では、今回、附則に1項を加えました内容につきましては、令和6年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3条では、12月に支給した期末手当につきましては、本来、期末手当として支給すべき金額の内払いとしてみなすという形でありまして、今後、差額分を支給していくという内容でございます。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第78号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第2、議案第79号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第79号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、町長等に支給する期末手当の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものがあります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第79号町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県人事委員会勧告に基づきまして令和7年度からの期末手当の率を改正するものでございます。

まず、第3条第2項中とありますのは、期末手当の率でありまして、「100分の165」から100分の2.5、率を上げまして「100分の167.5」に改めるものでございます。

次に、附則に次の1項を加えるとありますのは、令和6年12月に支給する期末手当の率を「100分の167.5」から今回に限り「100分の170」とするものでございます。

次に、附則の第1条では、施行期日等について定めたものでございます。施行期日として公布の日から施行するものでございますが、今回改正する第3条第2項の改正につきましては、令和7年4月1日から施行する内容となっております。

第2条では、今回、附則に第1項を加えました内容につきまして令和6年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3条では、12月に支給した期末手当については、本来、期末手当として支給すべき金額の内払いとしてみなすという形でありますので、今後、差額分を支給していくという内容でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第79号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。



○議長

追加日程第3、議案第80号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第80号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、国家公務員及び福島県職員の給与改定等を踏まえ職員に支給する給与等の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第80号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県人事委員会勧告に基づきまして、宿日直手当の改正及び期末・勤勉手当の改正、寒冷地手当の改正、給料表の改正となっております。

まず、第20条第1項中「5,500円」を「5,600円」に改めるとありますのは、職員の宿日直手当、1回当たりの手当の額を改正するものでございます。

次に、第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改めるとありますのは、職員の期末手当の率の改正で、次の同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改めるとありますのは、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の率を改めるものでございます。

次に、第22条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改めるとありますのは、職員の勤勉手当の率の改正で、次の同項第2号中「100分の48.75」を「100分の50」に改めると

ありますのは、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の率を改めるものでございます。

次に、第23条第2項中の金額の改正につきましては、寒冷地手当の改正となります。まず、「1万7,800円」を「1万9,800円」に改めるとありますのは、世帯主でかつ扶養親族のいる職員の手当で、次に、「1万200円」を「1万1,400円」に改めるとありますのは、世帯主で扶養親族のいない職員の手当となり、「7,360円」を「8,200円」に改めるとありますのは、世帯主でない職員の手当となります。

次に、別表第1を別紙のように改めるとありますのは、行政職の給料表を8ページから10ページのように改正するものでございます。

なお、給料表につきましては、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引き上げ改正するもので、3,700円から2万6,600円の幅で改定となり、平均の改正率としましては3.4%となっております。

次に、附則の第1条では、施行期日について定めたものでございます。施行期日としましては、公布の日から施行するものでございますが、第1号では、宿日直手当及び寒冷地手当の改正規定並びに給料表の改正規定については令和6年4月1日に遡って適用する内容となっております。次に、第2号では、期末・勤勉手当の改正規定については令和7年4月1日から適用する内容でございます。

次に、第2条では、これまで支給した宿日直手当、寒冷地手当、給料、期末・勤勉手当につきましては、本来支給すべき金額の内払いとしてみなすという形でありまして、今後、差額分を支給していくという内容でございます。

次に、第3条では、令和6年12月に支給する期末手当について特例措置を実施するものでございます。内容としましては、令和6年12月1日現在在職する職員については期末手当の率を「100分の122.5」から「100分の127.5」に、また、定年前再任用短時間勤務職員については「100分の68.75」から「100分の71.25」に改めて支給するものでございます。

次に、第4条では、令和6年12月に支給する勤勉手当について特例措置を実施するものでございます。内容としましては、令和6年12月1日現在在職する職員については勤勉手当の率を「100分の100」から「100分の110」に、また、定年前再任用短時間勤務職員については「100分の48.75」から「100分の51.25」に改めて支給するものでございます。

次に、第5条では、この条例の施行に関し必要な事項については規則で定める内容となっております。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第80号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

追加日程第4、議案第81号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」

追加日程第5、議案第82号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

追加日程第6、議案第83号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

追加日程第7、議案第84号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

追加日程第8、議案第85号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」

追加日程第9、議案第86号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第81号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第82号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定及び施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第83号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第84号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第85号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第86号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第81号から86号まで補足してご説明いたします。

議案第81号令和6年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ3,242万7,000円を追加し、それぞれ46億1,460万2,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

地方交付税、地方交付税、地方交付税で1,242万7,000円の増でございますが、震災復興特別交付税ということで交付決定分等につきまして予算のほうを計上させていただいております。

次に、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、2,000万円増ということで、財源不足分につきまして財政調整基金を取り崩すものでございます。

次のページに行きまして、歳出になります。

歳出になりますが、今回の歳出の補正予算につきましては、冒頭申し上げましたとおり、福島県人事委員会勧告に基づく職員と会計年度任用職員の給料、報酬、職員手当の補正となっていますので、節の説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

それではまず、議会費、議会費であります、39万6,000円の増でございます。

次に、総務費、総務管理費、一般管理費で375万4,000円の増。

企画費で113万5,000円の増でございます。

次のページに行きまして、徴税费、徴税総務費で43万6,000円の増。

賦課徴収費で65万8,000円の増。

次に、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で60万4,000円の増でございます。

次のページに行きまして、選挙費、選挙管理委員会費で49万5,000円の増。

次に、統計調査費、統計調査費で47万5,000円の増。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で153万円の増でございます。

次のページに行きまして、老人福祉費、119万5,000円の増。

国民年金費で46万8,000円の増でございます。

次に、児童福祉費、柳津保育所運営費で523万3,000円の増。

西山保育所運営費で147万8,000円の増であります。

次のページに行きまして、学童保育費で64万7,000円の増であります。

次に、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で175万8,000円の増。

次に、農林水産業費、農業費、農業委員会費で32万6,000円の増であります。

次のページに行きまして、農業振興費、42万3,000円の増。

農地費で27万7,000円の増。

国土調査費で34万9,000円の増。

中山間地域等直接支払事業費で40万3,000円の増であります。

次のページに行きまして、林業費、林業振興費で63万5,000円の増。

林道費で13万3,000円の増であります。

次に、商工費、商工費、商工振興費で57万5,000円の増であります。

次のページに行きまして、観光費であります、200万3,000円の増であります。

次に、土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で97万9,000円の増。

次に、住宅費、公営住宅管理費で45万円の増であります。

次のページに行きまして、教育費、教育総務費、事務局費で136万1,000円の増。

次に、小学校費、柳津小学校管理費で31万3,000円の増。

西山小学校管理費で31万1,000円の増。

柳津小学校教育振興費で4万6,000円の増であります。

裏のページに行きまして、西山小学校教育振興費で3万円の増。

次に、中学校費であります。会津柳津学園中学校管理費で33万4,000円の増。

会津柳津学園中学校教育振興費で3万2,000円の増であります。

次に、社会教育費、社会教育総務費で169万2,000円の増であります。

次のページに行きまして、文化財管理費で35万4,000円の増。

美術館管理費で136万4,000円の増となっております。

次に、保健体育費、学校給食費で189万1,000円の増であります。

裏のページに行きまして、諸支出金、公営企業費、公営企業会計補助金で125万9,000円の増であります。

予備費で337万5,000円を減額して調整しております。

27ページをお願いいたします。

議案第82号令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条では、まず、事業勘定としまして歳入歳出それぞれ90万6,000円を追加し、それぞれ4億7,938万9,000円とするものでございます。次に、施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ88万3,000円を追加し、それぞれ6,681万8,000円とするものでございます。

32ページをお願いいたします。

歳入であります。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で12万6,000円の増でございます。給与の改定に伴います特別交付金の増ということであります。

次に、繰入金、一般会計繰入金で78万円の増であります、一般会計からの繰入金の増であります。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で78万円の増。

保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費で12万6,000円の増であります。

44ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で88万3,000円の増でございます。

裏のページをお願いします。

歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費で88万3,000円の増となっております。

51ページをお願いいたします。

議案第83号令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ49万8,000円を追加し、それぞれ6,197万2,000円とするものでございます。

56ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で49万8,000円の増でございます。

裏のページをお願いします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で49万8,000円の増でございます。

63ページをお願いいたします。

議案第84号令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ69万7,000円を追加し、それぞれ6億6,068万8,000円とするものであります。

68ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金で69万7,000円の増でございます。

裏のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で69万7,000円の増でございます。

76ページをお願いします。

議案第85号令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算であります。

第2条では、令和6年度簡易水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入、第1款簡易水道事業収益では、36万円を追加し、2億8,397万6,000円とするものでございます。

支出では、第1款簡易水道事業費用で36万円を追加しまして2億8,739万4,000円とするものでございます。

80ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入でございます。

簡易水道事業収益、営業外収益、他会計補助金で36万円の増でございます。一般会計からの補助金ということでございます。

支出、簡易水道事業費用、営業費用、総務費、36万円でございます。

81ページをお願いします。

議案第86号令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算であります。

第2条では、令和6年度下水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入でございますが、第1款下水道事業収益、89万9,000円を追加し、2億9,257万5,000円とするものでございます。

次に、支出であります。第1款下水道事業費用、89万9,000円を追加し、2億9,485万7,000円とするものでございます。

86ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入で、下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金、89万9,000円の増で、一般会計からの補助金でございます。

次に、支出であります。下水道事業費用、営業費用、総務費で89万9,000円の増でございます。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

ちょっとお伺いしたいことあるんですけども、7ページの歳入の件で、財政調整基金繰入金ってあるんですけども、これやった段階で現在、そのほかに財政基金っていうのはどのくらいの残高があるのか教えてください。

それから、12ページの国土調査費っていうんですけども、これ、どこを国土調査してるのか。

この2点、お願いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

まず、7ページの財政調整基金の現在の残高でよろしいでしょうか。（「これ、使った場合」の声あり）使った場合の。はい。

すいません。11月1日現在の基金残高が8億2,800万円ほどとなっております。それで、今回、7ページの金額を見ていただくと、補正前の額が1億6,000万円、そこに今回、2,000万円でありますので、1億8,000万円、取り崩すということがございますので、残りとしましては6億4,800万円ほどということになります。

以上であります。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

国土調査費ということで、こちらは細八第22地区ということで、主に工業団地、あの辺の周辺になってございます。

以上でございます。

○議長

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第81号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第82号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第83号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第84号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第85号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第86号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第10、議案第87号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第87号「工事請負契約の締結について」提案理由を説明いたします。

本案は、大成沢・冑中地区導水施設等整備工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第87号について補足説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

本工事は、平成30年に水源が渇水し現在も水量に不安のある施設です。昨年度からの単年継続事業で大成沢地区、冑中地区の既設配水池への導水施設の一部を整備し、水道水の安定供給を図っていくものでございます。

工事請負契約の締結について。

大成沢・冑中地区導水施設等整備工事につきましては、下記のとおり請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めますのでございます。

記

- 1、契約の対象 大成沢・冑中地区導水施設等整備工事
- 2、契約金額 金1億2,375万円
- 3、契約の相手方 福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平687番地
佐久間建設工業株式会社
代表取締役社長 佐藤岩男
- 4、契約の方法 指名競争入札

以上で議案第87号の補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第87号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程11、議案第88号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第88号「工事請負契約の締結について」提案理由を説明いたします。

本案は、大成沢・冑中地区浄水設備整備工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第88号について補足説明をさせていただきます。

12ページをご覧ください。

本工事も、平成30年に水源が渇水し現在も水量に不安のある施設です。昨年度からの単年継続事業で大成沢地区、冑中地区の既設配水池への導水施設の整備に併せて浄水設備を整備し、水道水の安定供給を図るものでございます。

工事請負契約の締結について。

大成沢・冑中地区浄水設備整備工事につきましては、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記

1、契約の対象 大成沢・冑中地区浄水設備整備工事

2、契約金額 金7,150万円

3、契約の相手方 宮城県仙台市青葉区北目町1番18号
理水化学株式会社仙台支店
支店長 大友哲也

4、契約の方法 指名競争入札

以上で議案第88号の補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

ちょっと聞きたいんですけど、契約、入札なんですけれども、こういう特殊な工事の場合は、何者くらい、例えば、この近辺でといますか、町であったのか。今回、何者くらい指名したのか。お願いします。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

特殊な設備というところで今、いただきましたが、県内に支店はございますけれども県外の業者ということで、全6者ということでご案内をさせていただいたと。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

ということは、県内には業者なくて、県外の業者がほとんどだということですね、こういう工事になりますと。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

本社につきましては、県外の本社6者が全てです。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第88号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙

手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第12、議案第89号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第89号「工事請負契約の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳ヶ丘団地1号棟外壁改修工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものがあります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第89号について補足説明をさせていただきます。

13ページをご覧ください。

本工事は、令和6年6月7日に議決いただきました柳ヶ丘団地1号棟外壁改修工事で所要の変更が生じたことに伴い、変更契約について議会の議決を求めるものでございます。

記

変更すべき事項

1、契約金額 金9,531万9,400円

以上で議案第89号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第89号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇

◇

◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、令和6年第4回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にご苦労さまでした。(午前11時53分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 齋藤正志

同 議員 田崎信二

同 議員 荒明正一

同 議員 小林浩